

# 群馬大学理工学部教務委員会規程

平成25年4月1日 制定

(設置)

第1条 群馬大学理工学部に、群馬大学理工学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学及び卒業に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 非常勤講師に関すること。
- (4) 科目等履修生，聴講生及び研究生に関すること。
- (5) その他教務及び学事に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
- (2) 各部門（産学連携推進部門を除く。）から選出された正副委員 各2人
- (3) その他学部長が指名する教員 若干人

(任期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、各部門（産学連携推進部門を除く。）の正委員又は副委員の出席がなければ成立しない。ただし、正委員又は副委員が出席できないときは、当該部門の教員の出席をもってこれを代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告等)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(小委員会)

第8条 委員会に、審議の円滑を図るため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降、工学部に在学する者が、当該学部 に在学しなくなるまでの間、当該学部に係る第2条各号に掲げる事項については、委員会において審議する。